

1

[書評 | review]

平井孝典『公文書管理と情報アクセス—— 国立大学法人小樽商科大学の「緑丘アーカイブズ」』

Takanori Hirai, *Koubunsho Kanri to Jobo Access: Otaru University of Commerce Library "Ryokyu Archives"*

渡邊健 | Tsuyoshi Watanabe



平井孝典『公文書管理と情報アクセス——国立大学法人小樽商科大学の「緑丘アーカイブズ」』
世界思想社 / 2013年2月 / A5判 / 478頁 / 7,600円 + 税

1 — 本書の概要

はじめは、ラブレターだ。著者が訪れたアイスランドの首都、レイキャビク市の公文書館に保存されている資料。「アーカイブズとは、その社会(の人々)にとって、もしくはその設置団体(の構成員)にとって大切な資料を未来に残していく組織である」という、それを端的に示す所蔵資料の例として取り上げられているのが、寄贈された私信、ラブレターなのだ。何ともロマンチックで抒情的な幕開けである。

本書は11年間にわたり比較的小規模な大学アーカイブズ業務に携わってきた平井孝典氏(前小樽商科大学百年史編纂室研究員)が、海外事例も含め、複数のアーカイブズについて比較考察した論文集である。サブタイトルにあるように、主な素材は国立大学法人小樽商科大学のデジタル資料集「緑丘アーカイブズ」であるが、当該素材の解説に割かれた紙幅は意外にもそれほど多くない。むしろ、アーカイブズや記録情報管理に対する社会的、組織的なコンセンサス形成の程度、換言すれば、利用者の情報アクセスについての権利意識を高めることを重視し、アーカイブズの目的や業務の成立理由といった「そもそも論」に立ち返ることを喚起する内容となっている。冒頭のロマンチックなエピソードとは対照的に、本論は極めて論理的に構築されている。

構成は、2004年から2011年までに発表された既出論文5本と書き下ろし論文4本が序章から結章まで計9本並び、巻末には「カタログ 小樽商科大学公文書(抄)」が収められている。実際の章立ては以下のとおり。

2 — 章毎の内容

序章では本書の目的と課題、内容等が概括的に述べられている。平井氏は「本書では、国

序章

第1章 小樽商科大学の文書管理

第2章 著作物でもある法人文書の公開

第3章 電子目録の作成とその利用

第4章 法人文書の収集と評価選別理論

第5章 文書管理の実際とその思想的背景

第6章 スウェーデンにおけるアーカイブズの現況と
情報アクセス権の成立およびカタログについて

第7章 小樽商科大学におけるアーカイブズ運営の条件
結章

カタログ 小樽商科大学公文書(抄)

立大学法人小樽商科大学を主たる素材として、主には小規模な大学アーカイブズの業務と運営について、実務経験およびその考察を踏まえ、明らかにする」と宣言する一方、「必ずしもアーカイブズという組織の設置を最終目標とは考えていない。その設置維持発展を中心に考えていない」とし、「その前に、各社会や各組織での記録管理のコンセンサス形成を重要視している」と告白する。

第1章は小樽商科大学の文書管理についての約10年前の論文である。小括に小規模組織の長所と短所がまとめられている。前者として意思疎通がしやすいこと、一人当たりの関わるべき仕事の種類が多く、各自が複数の仕事に精通し得ることが挙げられている。他方、後者としては、予算の問題が挙げられている。これはアーカイブズに限ったことではなく、小規模組織で働いたことのある者なら共通して得られる実感であろう。

第2章では著作物でもある法人文書の公開という課題について、大学という組織の特殊性の観点から、卒業論文、修士論文、博士論文を対象に論じられている。国立大学法人22校の比較検証だが、大学間でかなり考え、対応に差があることがわかり興味深い。また、原局から文書館への文書の移管については、「移管することができる」という任意規定

ではなく、京都大学大学文書館が定めているような強行規定、すなわち、「保存期間が満了した法人文書は、歴史公文書等に該当するものにあつては大学文書館に移管し、それ以外のものにあつては廃棄するものとする。」（「京都大学における法人文書の管理に関する規程」第9条）として、重要であると指摘している。これについては、自治体の公文書管理でも、未だに「まず廃棄ありき」となっている条例や規程・規則（特に後者はほとんどがそうではないか）があり、公文書管理法の考え方が浸透していない例の一つでもあろう。

第3章は本書の「メインディッシュ」とも言える小樽商科大学のデジタル資料集「緑丘アーカイブズ」の紹介である。所収されている資料の説明にも相応の紙幅が割かれているが、論点はむしろその思想的背景にある。「緑丘アーカイブズ」のきっかけは小樽商科大学の百年史編纂事業である。常設のアーカイブズ組織を持たない同大学では、百年史編纂に伴う膨大な資料整理の成果物を「資料集」という冊子媒体で刊行するのではなく、「動的な」資料集＝デジタル資料集の作成に取り組む決断をした。そこには限られたリソースで一定の期限内に作業を完結しなければならないことへの抵抗とともに、—— それよりもむしろ、利用者の視点があった。利用者からすれば、「資料の収集と整理の目処が付くまで待つてほしい、という状況にはない」わけで、整理された資料から順次公開、利用に供されるデジタル資料はかかるニーズに応えるためには有効な手法と考えられた。ここでも平井氏は、アーカイブズの業務に対する組織（小樽商科大学）関係者のコンセンサスの形成が重要だと指摘する。そして、とりわけ忘れてはならないことは、「わたしたちの社会、少なくとも大学社会では、アーカイブズの制度や文化が未成熟だということである」と。この問題意識は、小樽商科大学の財務課の職

員が「事務職員には（アーカイブズの）メリットがいっこうに感じられない」と指摘したエピソードとともに述べられている。アーカイブズ関係者としては辛い話ではあるが、かかる認識から、利用者オリエンテッドな「緑丘アーカイブズ」のような取り組みが生まれたのも事実であろう。デジタル・アーカイブズの構築においては、資料の評価選別よりもむしろ、検索システムの設計に資源を投入すべきである、という論は同様の実務を担っている現場でよく耳にする。「緑丘アーカイブズ」はそれを具体的な形にして見せた例として興味深い。

第4章では年史編纂室という特定のミッションを担う組織が法人文書の収集と評価選別を実施する際の問題点を論じている。年史編纂事業は必ずしも本来の幅広い意味での資料の「歴史的価値」を検討するものではない。あくまで、年史編纂という特定の目的に適用「歴史的価値」だけが対象となる。特に常設のアーカイブズ組織を持たない場合、年史編纂室のようなプロジェクト型の組織が実質的な資料の一次選別を担ってしまう危うさが指摘されている。「歴史的価値」の判断ミスにより重要な記録が失われた例として、カナダのナチ戦犯容疑者資料廃棄事件が紹介されている他、身近な素材としては、京都大学と東北大学における移管についての考え方、とりわけ第2章でも触れられていた強行規定が改めて提示されている。

第5章は国内外の様々なアーカイブズ（宮城県、大阪市、福岡県、三重県、フィンランド）の実態と「思想的背景」について紹介されている。ここで言う「思想的背景」とは、情報アクセスに関する社会的、組織的コンセンサスのことである。本章での平井氏の言葉を使えば、「どのような資料を、どの担当の組織（アーカイブズなど）が、収集保存していくかという問いに対する、その社会コンセンサスである」となるが、法

的、制度的枠組みの観点から言えば、情報公開制度(非現用文書の場合は公文書管理制度)との関連が大きい。例えば、本章で紹介される大阪市公文書館について、「文書は、一枚でも歴史指定があると簿冊ごと移管する。こうした制度が整えられてきたのは、市民オンブズマンの働きかけが大きく、また市としても市民の判断を尊重しているからである」。さらに、「世界で最初に議会資料へのアクセス権を認めた国」であるフィンランドの事例が取り上げられている。平井氏は、小樽商科大学の百年史編纂室、あるいは他大学の大学アーカイブズが法人文書を収集する意味について、法人文書を情報公開法の対象外とし、アーカイブズに早期に移管することで、「時間の経過とともに見られる文書を増やす」ことが、資料の積極的な活用にあ資すると指摘している。

第6章は、情報アクセス権の先進国事例として北欧スウェーデンのアーカイブズについて紹介しており、海外事例に特化した章であることから、本書の中ではやや異質に感じるかもしれない。平井氏が現地で調査した様子が詳細に記述されているのだが、中でも現地のアーキビスト達が繰り返し情報アクセス権についての矜持や中世以来のアーカイブズの伝統を強調していた、というエピソードは興味深い。平井氏が課題とする我が国の情報アクセスに対する未熟な思想的コンセンサスに刺激を与えるという意味で、「異質」な本章が本書で果たしている役割が理解できる。また、本章ではスウェーデンの伝統的な整理方法であるカタログが紹介されている。カタログでは、資料種類別(行政文書用、教会文書用等)に予めシリーズ名が決められている。例えば、行政文書に関しては、現用段階から同じシリーズ名で整理が行われ、教会文書では資料がアーカイブズに持ち込まれた際にシリーズ名に基づいて整理されるのである。ICA(International

Council on Archives:国際公文書館評議会)の国際標準であるISAD(G)(General International Standard Archival Description)とは異なる考え方で興味深い。

第7章では小規模組織のアーカイブズ運営上、実務的な留意事項が述べられている。「学会認定アーキビストを二人雇用する。50万円から100万円の年予算を用意する。アーキビストと相談し、作業場所や中量棚など必要な道具を揃える。アーキビストを集中書庫に連れて行く。作成取得から5年以上経過する文書を、年度ごとに過去に向かい遡及してデータ化するよう依頼する。公開の準備ができたなら公開基準を一緒に考える。」という具合である。また、史料展示について、あくまで付随業務だと強調しているのが興味深い。アーカイブズの重要な訴求ポイント、存在意義は実際に利用者が資料に触れることにある。博物館業務との対比の中で従来から指摘されてきたことではあるが、「何も学芸員や研究者の研究成果や解釈を示すような場となることは必ずしも要しない」という明解な記述にアーキビストとしての平井氏の矜持を感じた。なお、独自のアーカイブズ組織を持たない大学のレコードマネジメント、アーカイブズシステムの例として、ノルウェーのオスロ大学の事例が簡単に紹介されている。

結章では、日本における社会的なアーカイブズ制度、文化が未成熟な点、組織構成員の意識やコンセンサスが最も重要であること等が重ねて強調されている。そして、それは「アーカイブズの目的や、アーカイブズという業務の成立する理由」を考えることである、とまとめられている。

3 — 本書の意義

冒頭に触れたとおり、本書は小規模な大学

アーカイブズの業務と運営について考察するという目的と、それ以上に平井氏の大きな関心事と思われる社会的、組織的なアーカイブズに関するコンセンサスの問題を論じるという目的に沿って書かれている。特に後者が本書全体を貫く、より大きなテーマとなり議論に厚みを持たせている。

本書中で何度か触れられている情報アクセス権の問題は、より本質的な言い方をすれば、「文書管理についての(社会)契約の内容を確認」することである。それがあって初めて、どのようなアーカイブズ実務が必要なのか見えてくるのである。さらに言えば、それは「公文書の管理権者を市民とする」という命題に踏み込むことを要求すると平井氏は考えている。アーカイブズの利用者としての市民ではなく、管理権者としての市民である。公文書管理法の第1条には、「この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ」とある。ここで言う国民は公文書に対してどのようなスタンスで対峙していると解釈できるのだろうか。「主体的に利用し得る」ということはどのような状態を指すのか、利用者なのか管理権者なのか。管理権者たらんとすれば、実際の記録管理やアーカイブズの運営をレコードマネジャーやアーキビストが担うとしても、「現実的に、誰が担うのであれ、誰のどのような権利を実現するための業務なのかを常に意識して、公文書の管理は絶えることなく行われていくことが大切」であり、それを考えるのは国民、市民ということになる。例えば、大学という組織内であれば、「最初に注目されるべきは、毎日の記録管理」ということになる。

平井氏の問題提起は、アーカイブズの成熟度は国民、市民、組織内関係者の権利意識

の程度に規定されるというものであり、本質的を射た指摘である。アーカイブズ関係者が広く社会に対して、或いは組織内の利害関係者に対して、情報アクセス権まで遡及した働きかけをしていかなければならない所以である。

4 — 最後に

まとめに入る前に、幾つか指摘しておきたい、

まず、第1章の小樽商科大学の文書管理についての論文はやはり古さを否めない。平井氏は「基本的な状況については」「現在のものと大きな違いはない」としているが、学内の聞き取り調査について、10年前とは役職に就いている人物もほとんどが代わっていると思われる、またこの間、公文書管理法の制定、施行といったエポックメイキングな出来事も起きている中、各組織の役職者・各個人のコメントも随分違ってくのではないだろうか。例えば、調査が行われた2003年当時であれば、情報公開法の施行と同法への対応が最大の関心事であったと思われるため、現用文書の管理に意識が集中していたのではないかと考えられる。実際の文書管理業務の運営状況に変化がないとしても、意識されている課題に変化がある可能性もあり、仮に大きな違いがないとしたら、それ自体なぜなのか解明することにもむしろ意味があるように思う。

2点目に、本書は北欧諸国を含め、事例が豊富である。しかし小樽商科大学とは異なる分野、規模の組織も多く取り上げられている。かかる中、本書の目的の一つである、小規模な大学アーカイブズの業務、運営についての考察がやや物足りない、——議論の対象が広がり過ぎている、ように感じた。海外事例には知的好奇心が喚起され、確かに貴重な情報ではあるが、社会的なコンセンサス、コンテクストが異なるが故に、同じ土俵で論じにくい

面もある。第2章では、国内の国立大学を卒業論文、修士論文、博士論文の公開という切り口で比較分析しているが、むしろ、小樽商科大学以外の地方の国立大学や公立大学を幾つか取り上げ、そこでの包括的な法人文書管理の現状について小樽商科大学との比較の中で論じた章があったなら読者の理解をより助けたのではないだろうか。これについては、第4章において、「移管に関わる課題」限定ではあるものの、平井氏自身も「改めて論じたい」としており今後を期待したい。

また、結章で「知る権利」と「プライバシー権」に触れられている。両者ともに新しい人権として今般の憲法改正論議でも取り沙汰されており、特に「知る権利」について、宇賀克也氏の見解を提示し、公文書管理法の立法過程において解釈的に認める方向にあることを紹介している。実は、第2章、第4章、第7章の注記においても宇賀氏、あるいは三宅弘氏らの見解とともに繰り返し問題提起がなされている。「知る権利」は、平井氏自身も指摘しているように、アーカイブズの実務に密接に関わるものであり、また、本書のタイトルにある情報アクセスの根幹を支える概念でもあろう。本書の本文においてももう一段踏み込んだ議論があっても良かったのではないか。

ともあれ、先述のとおり、アーカイブズに関する権利意識の問題を一貫して主たる論点に据えた展開は解りやすく、それが深い実務経験に裏打ちされたものであるからこそ、より説得力を持って迫ってくる。結章でも提示されている今後の平井氏の研究——公文書の管理権者の国家レベルあるいは社会全体レベルの変更について、植民地の独立や国王から市民への管理権者の変更を題材に国際的な研究を志向されているようだが、それに加えて本書各章の小テーマについての後続研究にも、大いに期待したい。